

大規模小売店舗の廃止について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定による廃止の届出の概要を次のとおり公表する。

令和2年8月28日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者（廃止前のもの）
名 称 清水フードセンター吉田東店
所在地 燕市吉田3521番1号
- 2 店舗面積の合計
（廃止前）1,732平方メートル
（廃止後） 0平方メートル
- 3 廃止（第3条第1項に定める基準面積以下）となる年月日
令和2年7月31日
- 4 廃止しようとする理由
店舗閉店（建物取り壊し）のため。
- 5 届出年月日
令和2年8月4日